

事務所の写真

1. 内部、外部の写真をわかるようにつけること。(複数枚可)
2. ポラロイド写真は変質するので不可、デジタルカメラの写真は可。
3. 写真は申請時で6か月以内のもの。撮影年月日を記載しておくこと。
4. 台紙に普通の写真を貼付するか、または A4 の用紙に直接プリントアウトしたものでも可。
5. 副本は、コピーでも構わないが、内容が写るように写真モードや薄めのコピーで取ること。(カラー・白黒どちらでも可)

外部写真

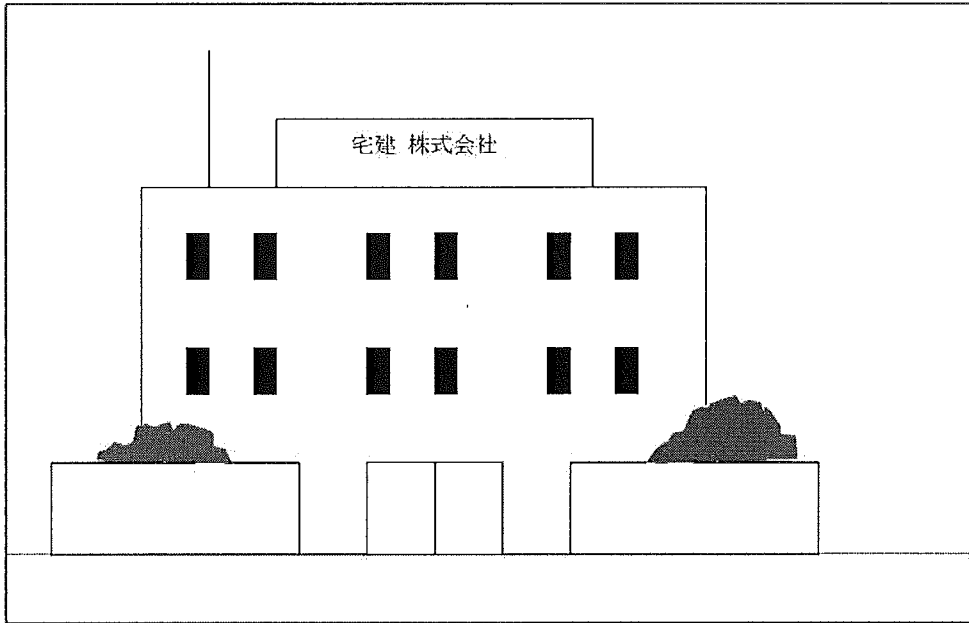
- ①建物のほぼ全景。なるべく離れて、隣接の建物の一部も含まれるように撮影。
- ②事務所の看板(表札、事務所入口の表示物、ビルの各階の案内等)が建物の全景で、読めない場合は、別に撮影。

内部写真

- ①事務所の大半がわかるよう撮影。
- ②固定電話が確認できるもの。
- ③「業者票」(掲示内容が読めるもの)と「報酬額表」(H30.1.1 改正のもの、掲示内容が読めるもの)の掲示状況が確認できるもの。(なるべく、事務所内観とは別にそれぞれ撮影。)
- ④事務所所在地の変更時、「業者票」は、新住所に訂正したものを撮影。
- ⑤事務所をパーティション等で間仕切りしている場合は、その設置状況の写真を添付。

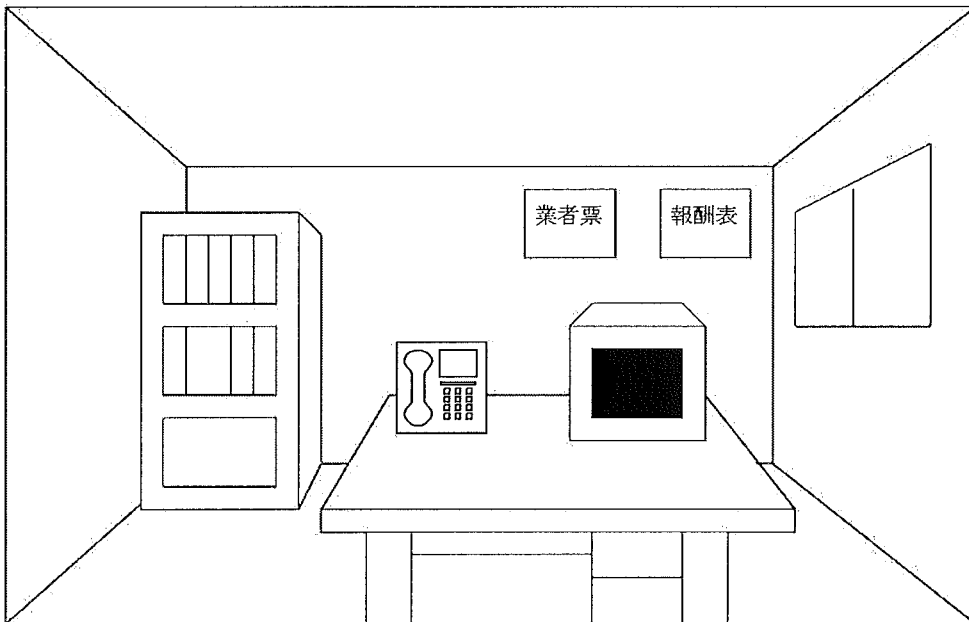
事務所の写真

事務所の外部写真



撮影年月日 平成30年 1月 1日

事務所の内部写真



撮影年月日 平成30年 1月 1日

事務所の写真

事務所の内部写真

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

撮影年月日 平成 30年 1月 1日

事務所の内部写真

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

第一 定額

この規定において、「前払報酬」とは、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬のうち、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関する報酬として受けることができる額をいう。

第二 前払又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬として受けることができる額は、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の五を超え、かつ、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の十以下である。

第三 前払又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬として受けることができる額は、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の五を超え、かつ、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の十以下である。

第四 買付けの媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬として受けることができる額は、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の五を超え、かつ、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の十以下である。

第五 買付けの代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬として受けることができる額は、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の五を超え、かつ、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の十以下である。

第六 短期間の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬として受けることができる額は、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の五を超え、かつ、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の十以下である。

第七 交換等の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬として受けることができる額は、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の五を超え、かつ、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の十以下である。

第八 買取等に関する報酬の額

宅地建物取引業者が、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬として受けることができる額は、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の五を超え、かつ、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の十以下である。

第九 前二か項八までの規定によらない報酬の受領の禁止

宅地建物取引業者が、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬として受けることができる額は、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の五を超え、かつ、前条第一項第一号の宅地又は建物の売買等に関する報酬の額の百分の十以下である。

公益社団法人 広島県宅地建物取引

日 平成 30年 1月 1日

撮影年月日 平成 30年 1月 1日